

岩手県監査委員告示第53号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第43号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局経営企画部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月27日及び同月28日

イ 本監査実施日 平成22年8月25日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
業務委託料の支出に当たり、委託業務対象外の経費を含めて支出しているものが1件、164,539円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	164,539円については、返納処理を行い、平成22年8月11日に収納されたことを確認している。 今後は、事務引継について万全を期すとともに、完了確認及び支出事務の際の複数職員による内容確認を徹底することにより再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月15日及び同月16日

イ 本監査実施日 平成22年8月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入証紙の取扱手数料の支出に当たり、所属年度を誤っているものが1件、41,979円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	事務処理手順を作成し職員に周知徹底することによりチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行と再発防止に努める。
印刷物の作成に当たり、需用費から支出すべきところ委託料から支出しているものが1件、802,620円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	相互チェック体制の強化を図り、適正な歳出予算節区分による執行と再発防止に努める。